

監査公表第9号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和元年6月27日

新城市監査委員 近藤 隆
新城市監査委員 滝川 健司

第1 監査種別
定例監査・行政監査

第2 監査の対象
議会事務局
議事調査課

第3 監査に当たった監査委員
近藤 隆
滝川健司

第4 監査の期間
平成31年4月12日～令和元年6月26日

第5 監査の方法
令和元年度の監査実施計画に基づき上記の部局に係る平成30年度に実施した事務事業について、あらかじめ提出された監査資料をもとに法令、計数は勿論、事業の有効性、効率性、経済性、重点施策実施状況等に留意して聴取を行った。また、施設管理状況等について確認するため、事務室の現地査察を実施した。

第6 監査の結果
事務処理及び事業の執行については、概ね適正に処理されていると認められた。なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程においてふれたところであるが、以下の項目を意見として発表する。
監査結果に対する是正措置や検討状況等については、この報告の受領日から概ね3か月をめどに通知されたい。

議会事務局

【議事調査課】

指摘事項

支出負担行為書に添付されている見積書に見積日の記載のないもの、受付印の押印漏れが散見された。適正な会計事務をされたい。

意見

- 1 令和2年度の議会図書室の整備において、検索、分類方法や閲覧記録等の制度設計において、議員の調査研究のためだけでなく、市民にも利用できるような施設となるよう検討されたい。
- 2 政務活動費にあつては、平成30年度からの「政務活動費の運用指針」に沿った適正な処理をされたい。